資料－７

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

業績等の監視及び改善要求措置要領

防衛省

第１　総則

１．基本的考え方

（１）業績等の監視の基本的考え方

事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、「事業者」の経営管理の状況、「事業者」が実施する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）並びに要求水準の達成状況について、「事業者」自らが確認及び管理する。要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、「事業者」自らが選定企業に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

防衛省は、「事業者」による確認結果等を監視（モニタリング）することにより、要求水準の達成状況を確認する。

ただし、本資料で規定する業績等の監視及び改善要求措置は、業務要求水準書　第１　４(1)から(5)の各業務にのみ適用するものとし、輸送役務契約に基づき実施する個別の運航役務には本資料を適用せず、当該契約の各条文の規定に従うものとする。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、本事業の実施に関して防衛省及び「事業者」の間で締結される事業契約書（以下「事業契約」という。）に定めるところと同じとする。

（２）改善要求措置等の基本的考え方

防衛省は、業績等を監視した結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、「事業者」に対して、改善勧告を行い、改善・復旧計画書の提出及び実施等の改善要求措置を講じる。また、支払の減額、契約解除等の措置を講じる。

２．業績等の監視の方法

（１）「事業者」は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書、業務要求水準書及び提案書類に基づき、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、防衛省に提出して確認を受ける。当該計画の中には、以下の事項に係る「待機態勢」及び「船舶運航（緊急時）」の実施方法や責任体制等に関する明確な記述を含めるものとする。

①水、燃料の満載及び運航に必要な物品等の積載に係る確保体制

②「本事業船員」の招集体制及び欠員時の代替要員の確保方法

③「緊急輸送通知」の発出から出港までに関する時系列を明確にした業務フロー図

④「事業者」、「総括代理人」及び「選定企業」における役割分担、意思決定方法、相互の連絡体制及び防衛省との協議体制

⑤その他「要求水準書」、「提案書類」に従い必要となる事項

（２）「事業者」は、前号の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達

成していることを確認する。

（3）「事業者」は、事業契約書及び業務要求水準書に定める書類を所定の時期までに防衛省に提出し、前号の確認による状況を報告する。

（4）防衛省は、前号の報告に基づき、「事業者」の業績等が要求水準を達成していることを確認する。

（5）防衛省による業績等の監視については、書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

3．改善要求措置の方法

（1）改善勧告及び改善・復旧の措置

ア　改善勧告

防衛省は、業績等を監視した結果、「事業者」の責めに帰すべき事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、「事業者」に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善勧告を行う。

イ　改善・復旧計画書の作成及び確認

「事業者」は、改善勧告に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成し、防衛省に提出する。

防衛省は、「事業者」が提出した改善・復旧計画書の内容が、「業務不履行」の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。

また、防衛省は、その内容が不十分と判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ただし、「業務不履行」の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合、上記によらず、「事業者」は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを防衛省に報告する。

（ア）「業務不履行」の内容及び原因

（イ）「業務不履行」の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

（ウ）事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

ウ　改善・復旧の措置及び確認

「事業者」は、改善・復旧計画書に基づき、各選定企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、防衛省に報告する。防衛省は、「事業者」からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

エ　再改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合並びに改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度アの改善勧告を行う。

（2）支払の減額等措置

改善勧告を行った場合は、防衛省は、サービス対価の減額等又は罰則点の付与の措置を講じる。詳細な減額等方法及び罰則点の付与方法は、第３による。

（3）各選定企業等の変更

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、「事業者」との協議により、「業務不履行」となっている業務を実施する各選定企業又は当該業務を実施する再受任者若しくは下請負人の変更を求めることができる。

（4）契約解除

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、「事業者」の債務不履行と判断して、契約の全部又は「業務不履行」部分を解除できる。なお、防衛省は、契約の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、「事業者」の債務不履行等を理由に、事業契約書の定めるところに従い、契約を全部解除することがある。

第２　各業務等に係る確認方法

１．全般管理業務（事業者の経営状況を含む。）に係る確認方法

（1）書類による確認

「事業者」は、業務要求水準書に規定する提出書類を、それぞれの提出時期までに防衛省に提出して確認を受ける。なお、防衛省は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

（2）聞き取り等による確認

防衛省は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は、専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

（3）訓練による確認

防衛省に対する２４時間の連絡体制の構築状況を確認するため、「事業者」は月１回を基準とした連絡訓練を実施し、防衛省に結果の報告を行う。また、防衛省から連絡訓練等を行う旨の連絡があった場合、「事業者」による連絡訓練を速やかに実施し、防衛省に結果の報告を行う。

（4）実地における確認

モニタリングの実施にあたり、防衛省が必要と認める時は、防衛省は実地における、業績等及び要求水準の達成状況の確認を行う。「事業者」は、防衛省の実地における確認（抜き打ちによ

る確認を含む。）に必要な協力を行わなければならない。

２．船舶調達業務に係る確認方法

（１）基本的な考え方

船舶調達業務に係る業績等の監視は、要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、各業務の責任者が要求水準に基づき管理及び確認を行った上で、「事業者」は自らにより確認し、防衛省はその報告に基づき確認を行う。その手順は第１　２．　による。

「事業者」は、各業務の履行について、要求水準確認計画書及び業務の履行に伴って作成する各実施要領書を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、防衛省に報告を行う。

防衛省は、「事業者」の報告に基づき確認を行うことを基本とし、「事業者」の提出する要求水準確認報告書及び各種実施報告書等を基に、要求水準を満たしているかどうかの確認を行う。

（２）書類による確認

「事業者」は、業務要求水準書に規定する各種書類をそれぞれの提出時期までに防衛省に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

なお、各種書類を各選定企業が作成することも容認するが、「事業者」はこれを防衛省に提出し包括的な責任を負う。

（３）実地における確認

事業遂行上の重要な結節において、業務履行の内容や進捗状況等を防衛省としてより詳細に把握し、業務要求水準書等に基づく業務履行に関し「事業者」と認識を共有することを目的として、要求水準に定めた検査以外に、本事業船舶の改造等の状況に関して、実地における確認を行う場合がある。

「事業者」は、防衛省の求めに応じて、説明の聴取、文書の閲覧、委託先、再委託先等の事業所を含む業務の実施場所への立入り等に協力すること。

３．船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務及び船舶運航業務に係る確認方法

（１）日常モニタリング

「事業者」は、自らの責任により選定企業の業績等及び要求水準達成状況について適切にモニタリングするとともに、当該結果をとりまとめ適切に管理する。

ただし、重大な事象が発生した場合、「業務不履行」が生じた場合又は本事業船舶の運航に支障が生じた場合には、防衛省に直ちに報告する。

（２）定期モニタリング

「事業者」は、前号に基づき、選定企業の業績等及び要求水準達成状況を自ら確認の上、定期モニタリングに係る確認が必要な書類を、業務要求水準書に定める提出時期までに防衛省に提出して確認を受ける。

（3）随時モニタリング

防衛省が必要と判断した場合、随時に、業績等について、「事業者」から必要な報告を求める。「事業者」は、確認した内容を速やかに防衛省に報告する。

（4）実地における確認

前各号のモニタリングの実施にあたり、防衛省が必要と認める時は、防衛省は実地における確認を行う。「事業者」は、防衛省の実地における確認（抜き打ちによる確認を含む。）に必要な協力を行わなければならない。

第３　減額等及び罰則点の付与

１．提案等の未達成による減額等

「事業者」が自らの提案等（業務要求水準書の記載事項を含む。）を達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、防衛省は、事業契約書　別紙１に基づき、当該部分に係るサービス対価の減額等措置を行う。

２．船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務及び全般管理業務に係る減額等及び罰則点の付与方法

（1）基本的な考え方

本事業船舶の船舶運航期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、「事業者」の責めに帰すべき事由による場合は、その対象となった「業務不履行」等の内容に対応する支払区分の構成費目のうち、減額等の対象となる費目に係る区分（以下「減額等対象区分」という。）を対象として、減額等及び罰則点の付与を行う。

ただし、運航初年度（令和９年度）において「事業者」に「業務不履行」があった場合、罰則点の計上のみ行うこととし、「事業者」の「業務不履行」による罰則点の蓄積に基づくサービス対価の減額等は行わない。

（2）減額等算定及び罰則点付与のための区分

重大な事象の発生による減額等及び重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、**表１**の減額等対象区分毎に行う。

減額等及び罰則点付与は、「業務不履行」が生じた日の属する支払期（以下「当期」という。）における、「業務不履行」が生じた本事業船舶に係る減額等対象区分の支払予定額に対して行う。

表１　減額等対象区分及び対象となる事象

減額等対象区分	対象となる事象
7 号船舶維持管理・運航準備費 その他の費用（7 号船舶）	それぞれの船舶に係る以下の要求水準未達成 ・船舶の維持管理 ・船員の雇用・養成 ・船舶の運航準備　等 それぞれの船舶に関連する全般管理業務に係る以下の要求水準未達成 ・「事業者」の提出書類の不備（提出遅延等） ・「事業者」によるモニタリングの不備 ・契約事項等の軽微な違反　等
8 号船舶維持管理・運航準備費 その他の費用（8 号船舶）	

（3）重大な事象に対する減額等

ア　重大な事象の判断基準

重大な事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象の判断基準は、事業契約の締結後、「事業者」の作成する素案を踏まえて、防衛省と「事業者」で協議の上、防衛省が定める。

（ア）本事業船舶の運航不能

「運航不能」とは、本事業船員の態勢確保の未達、本事業船舶の維持管理の未達等に起因し、本事業船舶の運航ができなかった事態（防衛省と事前に調整した定期検査等は除く。）を指す。

ただし、法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な場合であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等であれば、重大な事象ではなく、重大な事象以外の事象として取り扱う。

（イ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因し、防衛省への裸傭船ができない場合

（ウ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因する本事業船舶の損傷

（エ）本事業船舶の運航準備又は維持管理の不備に起因する貨物等の損傷、隊員の負傷

（オ）本事業船舶の運航準備の不備に起因した第三者等に対する損害

（カ）重大な情報等の漏洩

（キ）重大な事故の発生

（ク）明らかな不作為に起因する事故の発生

（ケ）法令違反

（コ）提出書類、報告等における虚偽

イ　改善勧告を行った場合の措置

重大な事象に係る「業務不履行」が生じ、改善勧告を行った場合、当該「業務不履行」の内容に応じて「業務不履行」減額等対象区分の当期の支払予定額の 1%相当額を減額する。

ただし、アのうち（ア）及び（イ）に係る「業務不履行」（なお、（ア）及び（イ）以外の事象

に起因し、結果的に（ア）の事象に至る場合を含む。）を確認し、改善勧告を行った場合、2%相当額を減額する。

ウ　再改善勧告を行った場合の措置

第１　３．（１）エに掲げる再改善勧告を行った場合、イに加えて、イの減額割合相当額を減額する。

エ　「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の減額に加えて、「業務不履行」が生じた日から改善及び復旧を確認した日までの間（以下「「業務不履行」期間」という。）に係る、当該「業務不履行」が生じた船舶に係るサービス対価相当額並びに当該「業務不履行」部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価相当額を支払わないとともに、それらを上回る損害が生じた場合、「事業者」に損害賠償を請求する。

（４）重大な事象以外の事象の評価

ア　重大な事象以外の事象の判断基準

重大な事象以外の事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象以外の事象の判断基準は、事業契約の締結後、「事業者」の作成する素案を踏まえ、防衛省と「事業者」で協議の上、防衛省が定める。

（ア）本事業船舶の運航不能状態（重大な事象を除く場合）

法令上必要な検査や業務計画等に基づく保守点検等を適切に実施していたにもかかわらず、本事業船舶に不具合が生じた場合等、「事業者」が業務を適切に実施していた場合、又は、運航不能な事象であっても、防衛省の輸送所要がない期間や他の船舶を活用し、所要を満足した場合等

（イ）上記以外の要求水準記載事項の未達成

（ウ）重大な事象発生時の報告遅延

（エ）「事業者」による速やかな一次対応ができていない場合

（オ）業務実施方法の誤りによる被害が発生した場合、誤りが繰り返される場合

（カ）提出書類、報告等の遅延

（キ）その他軽微な契約違反

イ　改善勧告を行った場合の措置

「業務不履行」が生じ、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該「業務不履行」の内容に応じて、「業務不履行」減額等対象区分に対して**表２**に示す罰則点を付与する。

表２　改善勧告等を行った場合の罰則点

	罰　則　区　分	「業務不履行」減額等対象区分
(1)	改善勧告を行った場合の罰則点 （下記(2)・(3)に該当しない場合）	2 点
(2)	改善勧告を行った場合の罰則点 （全般管理業務に関連する改善勧告を行った場合）	1 点
(3)	改善勧告を行った場合の罰則点 （当該「業務不履行」が、当期又は前 2 期の支払期内に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の減額等対象区分に属する場合）	3 点
(4)	再改善勧告を行った場合の罰則点	3 点

ウ　「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の措置に加えて、「業務不履行」期間に係る、当該不履行部分のサービス対価相当額及び当該「業務不履行」部分に関連して、不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価についてア項（ア）は 4 分の 1 相当額、同（イ）～（キ）は該当 1 項目につき 8 分の 1 相当額を支払わない。

（5）重大な事象以外の事象に対する減額方法

罰則点の通算方法及び減額方法は、以下のとおりとする。

ア　罰則点の累積方法

付与された罰則点は、減額等対象区分ごとに累積計算する。（イで定義する罰則留保点で相殺した後の累積した罰則点を、以下「累積罰則点」という。）

累積罰則点は事業期間にわたって有効であるが、ウにより減額を行った減額等対象区分については、その時点で累積罰則点を 0 点とする。

イ　罰則留保点の付与

「業務不履行」なく各業務が遂行されている場合、その継続期間（四半期単位）に応じて、罰則留保点を付与する。

・「業務不履行」なく遂行された期数×1 点

罰則留保点はアに係る罰則点を相殺することができるが、累積罰則点が 0 点の期間中は、罰則留保点は付与されない。

ウ　罰則点による減額方法

罰則留保点を加味した上で、支払期末の各減額等対象区分の累積罰則点が何点に達したかに応じて、**表３**のとおり、累積罰則点１点当たりの減額の割合を設定する。減額の金額は、各減額等対象区分の当期の支払予定額に、累積罰則点と**表３**の減額の割合を乗じて算出する。

表３　各減額等対象区分の累積罰則点に応じた減額の割合

	各減額等対象区分の累積罰則点	「業務不履行」減額等対象区分
(1)	5 点以下	0%
(2)	6 点以上	罰則点１点あたり 0.1%